

帯広市視察報告②

公共工事、業務委託契約における労務賃金適正化対策 について

視察日 2010年8月5日

日本共産党盛岡市議会議員団 庄子春治

日本共産党盛岡市議会議員団の会派視察2日目の8月5日、帯広市を訪問し、①中小企業振興施策（条例）について、に続き、②公共工事および業務委託契約における労務賃金の適正化対策について、を視察しました。

1、業務委託の受託業者の7割が非正規労働者

中小企業振興を目的に帯広市で行った事業所調査の中で、市の業務委託の受託事業所では7割が非正規労働者となっていることが明らかになり、共産党の市議会議員から「公契約条例」の必要性が提起されました。

帯広市としては、「公契約条例」については、最賃法との整合性が必要であるという立場及び、この制度は国の法律で定められるべきだという立場から、条例化ではない方法を検討し、17年度から行っている公共工事の契約にあたっての留意事項の交付に続き、平成22年度の業務委託から、受託業者に対して「留意事項」を明記した文書を交付して、労働条件等改善をはかることにしました。

2、労務単価の積算根拠を示し、賃金の支払いを求める

(1) 市が業務委託契約にあたって交付している「委託業務及び指定管理業務実施上の留意事項」の中で謳っている労働条件等に関する事項は、●「人件費の積算について」・・・別表に積算労務単価を示し、それに留意して賃金を払うよう求める ●「雇用通知書（労働条件通知書）の発行について」・・・再委託（下請け）の労働者まで完全に交付することを求める ●「法定労働時間の遵守及び年次有給休暇の付与について」・・・週40時間の労働時間を守る。6カ月以上の継続勤務で8割以上の出勤者へ10日間の有給休暇を付与すること、6カ月未満でも雇用の場合でも、3～5日の有給休暇の付与に努めること ●「労働者の福祉向上」・・・必要な法定保険に加入すること などの項目を明示しています。

(2) 平成17年度から交付している公共工事に関する「工事施工上の留意事項」の中では、●「下請負契約の適正化」・・・下請負業者や現場労働者に不利にならないよう下請け代金の現金払いを求め、手形併用の場合でも現金の比率を高めること、労務費分は現金で行うことなどを求める ●二省協定単価に基づく設計労務単価を明示し、適正な賃金の支払い

に配慮することを求める ●雇用通知書の完全発行・・・（業務委託とと同じ） ●法定労働時間の厳守と有給休暇の付与・・・（同） ●建設業退職共済制度への加入・・・請負業者及び下請負業者の労働者への建設業退職共済制度への加入と、証紙野添付の確認と市への報告を求める・・・などが明示されています。

3、1,500～1,700に及ぶ業務委託契約の実態把握に努め、交付件数を増やす取り組み

公共工事の契約と違い、業務委託契約は件数も多く（帯広市の場合は決算で1500～1700件程度）、その実体は正確な把握ができていなかったとのことです。

そこで、契約担当課では、予算要望の時期に業務委託契約に関する調査を行いどのような労務単価をもとに積算されて予算要望されているのかについて把握し、該当する課と協議をして文書を交付しているということです。

こうした取り組みによって平成22年度は、市の指定管理業務に当たってはすべて、業務委託契約にあたっては合わせて30件の文書を交付し、来年度には50件を目標にしているということでした。担当課の努力が伝わってきました。

4、契約に関して、「小規模修繕契約希望者登録制度」に基づく契約でも、担当課の努力によって改善図られる

帯広市の「小規模修繕契約」制度についても説明があり、大いに参考になりました。

帯広市では、平成15年度から、30万円までの小規模修繕の工事について、登録した希望者と随意契約を行うという制度を始めました。

その制度に基づく契約は初年度から18年度まで順調に伸びました（15年度 108件 496万円 18年度 552件 3,302万円）。

しかし、その後の3年間はほぼ横ばい（20年度 483件 3,194万円）でしたが、21年度には、673件 6,089万円と件数、契約額ともに大きく伸びました。

登録者に対する発注率も、平成15年度 20% 17年度～20年度 約50%前後だったものが、21年度には80%になりました。

21年度には、景気浮揚策として契約額の上限を30万円から50万円に引きあがられたこともありましたが、担当課では、毎月の契約状況をデータ化して各課に配り、この制度の周知を行ったことが大きな要因だとのことでした。

この制度は、より零細な事業者や個人事業者に仕事を発注するための制度ですが、担当者の取り組みの姿勢によって大きく変わるということが分かりました。